

		ベトナム			
		生物多様性条約	○	名古屋議定書	○
<b>法制度の状況</b>					
<p>■概要</p> <p>生物多様性法に加え、生物多様性法を実施するための細則(degree)とガイドラインが制定されている。細則とガイドラインでは、遺伝資源アクセスのプロセスや利益配分について定められており、利益配分は総利益の30%とされている。一方で、ここで定められている通りには運用されていない実態もあり、日本の企業等がより低い利益配分率で契約している例がある。</p> <p>なお、現在細則の改訂作業が行われており、利益配分についても見直しが進んでいる（政府関係者の中には現在の30%が高いとの認識もある模様）。</p> <p>■法制度：生物多様性法（Law No. 20/2008/QH12）</p> <p>英語版（出所：生物多様性事務局）</p> <p><a href="https://www.cbd.int/doc/measures/abs/msr-abs-vn-en.pdf">https://www.cbd.int/doc/measures/abs/msr-abs-vn-en.pdf</a></p> <p>ABSについては、生物多様性法の第5章「遺伝資源の保全と持続的な発展」第1節「遺伝資源の管理とアクセス、利益配分」で言及されている。</p> <p>「生物多様性法」を所管しているのは、天然資源環境省であるが、生物多様性法では、政府はライセンスを付与する権限や手続きについて定めることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性法の条文を実施するための細則とガイドライン（Decree No. 65/2010/ND-CP）</li> </ul> <p>英語版（出所：FAOLEX）</p> <p><a href="http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/vie98415.pdf">http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/vie98415.pdf</a></p>					
<b>入手方法</b>					
<p>■手続き</p> <p>農業関係の場合は農業開発省（MARD: Ministry of Agriculture and Rural Development）が所管。「生物多様性法の条文を実施するための細則とガイドライン」では、以下の通り記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 遺伝資源がある地域の People's Committee へ書類を提出して登録。</li> <li>2) People's Committee から登録が認められた後、ABS に関するアグリーメントへ署名する (People's Committee に承認されたアグリーメントで必要)。</li> <li>3) 申請書類一式を権限ある当局へ送付。</li> </ol>					
<b>本事業で対象とした遺伝資源</b>					
野菜、花き					
<b>本事業の取組経緯</b> ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している					
H25	<p><b>H25. ベトナムの遺伝資源について共同評価【アクセス事業（他事業）<sup>3</sup>】</b></p> <p>➤ キュウリ、カボチャについてベトナム植物資源センター（PRC : Plant Resources Center）が保存している遺伝資源について共同評価。</p> <p>⇒海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業（他事業）により、ベトナム PRC と連携して、キュウリ、カボチャの評価を実施。</p>				

<sup>3</sup> 海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業

H26	<p><b>H26 ベトナムの遺伝資源について共同評価【本事業（賦存状況調査）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ キュウリ、カボチャについて共同評価。</li> </ul> <p><b>H26 ベトナム訪問【本事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ベトナム国内の法制度整備状況について調査。</li> </ul> <p>⇒PGRAsia が PRC と連携してキュウリ、カボチャの評価を行うこととなったため、ハノイ農業大学（現ベトナム国家農業大学（VNUA : Vietnam National University of Agriculture））と連携し、当大学が所有する遺伝資源の評価を実施。</p>
H27	<p><b>H27.12-28.1 ベトナム訪問【本事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ H26 年度までの賦存状況調査で保存した遺伝資源の日本への導入を目的に、ベトナム果物野菜研究所（FAVRI : Fruit and Vegetable Research Institute）と協議を開始。</li> <li>➤ 加えて、ベトナム農業農村開発省（MARD : Ministry of Agriculture and Development）とも協議。</li> </ul> <p><b>H27. ベトナムの遺伝資源について共同評価【本事業（賦存状況調査）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ キュウリ、カボチャについて引き続き共同評価。</li> </ul> <p><b>H28.2 日本での国際ワークショップへ招聘【本事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国際ワークショップへ招聘し、今後の契約の方向性等について協議。</li> </ul> <p>⇒平成 27 年度より、賦存状況調査で評価した遺伝資源の日本への導入ニーズが高まり、ベトナム側と協議を行った。</p> <p>⇒農業農村開発省からは、FAVRI との契約を勧められる。VNUA は、平成 27 年に農業農村開発省管轄となったばかりであり、現時点で遺伝資源の扱いに係る影響力は小さいとの情報もある。FAVRI であればこれまでに遺伝資源提供の経験もあるとのことであった。</p>
H28	<p><b>H28.6 ベトナム訪問【本事業（賦存状況調査）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ カボチャについて現地調査を行うとともに、VNUA、FAVRI を訪問。</li> </ul> <p><b>H29.1 ベトナム訪問【本事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ベトナムで進んでいる細則（decree）の検討状況について情報収集。</li> </ul>
<b>本事業での成果</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業では、賦存状況調査を通して VNUA との良好な関係を構築。有望な遺伝資源も見つかり、今後、日本への導入を目指して共同研究を進めていく。</li> <li>➤ また、ベトナムの遺伝資源関係法規について情報収集をすると共に、具体的な手続きの進め方についても情報を収集した。</li> </ul>	
<b>今後の課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ まずは、賦存状況調査で構築した関係性継続のために、共同研究を続けて行く必要がある。</li> </ul>	
<b>カウンターパートに関する所見</b>	
<p><b>ベトナム国家農業大学（VNUA : Vietnam National University of Agriculture）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成 26 年より農業農村開発省の傘下となっており、賦存状況調査における直接のカウンターパート。</li> <li>➤ 農業農村開発省傘下となったばかりで、現時点で遺伝資源に係る省内での影響力が弱いとの情報もある。</li> </ul> <p><b>ベトナム果物野菜研究所（FAVRI : Fruit and Vegetable Research Institute）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 賦存状況調査において、遺伝資源評価のためのフィールドを提供。</li> <li>➤ 海外への遺伝資源の提供についても多くの実績があり、協力関係を構築するのであれば、VNUA よりも適切であるとの情報あり。</li> </ul>	

		<b>ミャンマー</b>			
<b>生物多様性条約</b>	○	<b>名古屋議定書</b>	○	<b>ITPGRFA</b>	○
<b>法制度の状況</b>					
生物多様性条約、名古屋議定書、ITPGRFA 共に加盟しているが、国内のルールについては検討中。 現状は、個人ベースのネットワークで許可を出しているが、国としての一定の方針に基づいてオーソライズされているかは不明。					
<b>本事業で対象とした遺伝資源</b>					
野菜等が想定されるが本事業では明確に定めていない。					
<b>本事業の取組経緯</b> ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している					
<b>H26 以前</b>	<b><u>H26 農業生物資源研究所との MOU 締結</u></b> ▶ 農業生物資源研究所が MOU を締結し、それに基づいて PGRAsia が推進されている。 <b><u>H26 ミャンマー訪問【本事業（賦存状況調査）】</u></b> ▶ 共同研究実施のために交渉を実施。				
<b>H27</b>	<b><u>H27.7 ミャンマー訪問【本事業】</u></b> ▶ 農業灌漑省（MOAI : Ministry of Agriculture and Irrigation）農業研究局（DAR : Department of Agricultural Research）、農業灌漑省農業局（DOA : Department of Agriculture）、農業灌漑省計画局（DOP : Department of Planning）ミャンマー植物遺伝資源センター（PGRC : Plant Genetic Resource Center）、イエジン農業大学（Yejin Agricultural University）、パセイン大学（Patheingyi University）を訪問し、ミャンマーの ABS 国内制度等を調査。				
<b>H28</b>	<b><u>H28.12 ミャンマー訪問【本事業】</u></b> ▶ DAR 等を訪問し、ミャンマーの遺伝資源や政権交代後の体制等について確認。				
<b>本事業での成果</b>					
▶ 国内制度について調査を実施。					
<b>今後の課題</b>					
▶ 現在、国としての遺伝資源に係る明確な情報がなく、個人ベースでの許可が出されている可能性がある現状であることから、本事業で対象とするのは時期尚早と判断。					
<b>留意点</b>					
▶ 現時点(平成 29 年 3 月)では特になし					

